

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主変圧器防災設備放水配管のY形ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	G III	
2	1号機	原子炉停止時冷却系熱交換器加熱蒸気系配管ドレン弁に操作ハンドルの紛失が認められたため、当該弁を修理	G III	
3	2号機	鉄イオン海水供給ポンプ（C）点検に伴うハンドターニング実施時、同ポンプ内部より異音が認められたため、当該ポンプを点検	G III	
4	2号機	主復水器（A1）水室出口圧力指示計に検出配管の詰まりによる指示値不良が認められたため、当該検出配管及び圧力指示計を点検・修理	G III	
5	2号機	活性炭ホールドアップ装置用除湿装置室空調機のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
6	3号機	燃料交換機に「つかみ具異常」の警報が発生したため、当該燃料交換機を点検・修理	G III	
7	3号機	旧廃棄物地下貯蔵設備排スラッジポンプ室で液体廃棄物処理系排スラッジ貯蔵タンク（B）のドレン配管閉止フランジ部より水が床面（堰内）に滴下（約3秒に1滴程度）し、床面に溜まっている（約40cc）ことが認められたため、当該溜まり水を汚染検査（放射量は約 11.04×10^2 ベクレル）後、除染、及び当該閉止フランジ部を点検・修理	G III	
8	3号機	超高圧開閉所の断路器操作用空気に圧力「低」警報が発生したことから確認した結果、空気供給電磁減圧弁に電源が供給されていないことが認められたため、対応検討	G III	
9	3号機	漏えい検出系漏えい検出表示盤に「タービン建屋トレンチ（ディーゼル発電設備3A側）漏水」を示す誤警報が発生したため、当該漏えい検出器を点検・修理	G III	
10	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用の弁の駆動電動機より油のにじみが認められたため、当該油を拭き取り、及び当該電動機の点検を検討	G III	
11	4号機	原子炉隔離時冷却系ポンプの反カップリング側軸受油面計下部及び駆動用タービンのカップリング側軸受油面計下部に油のにじみが認められたため、当該油面計を点検・修理	G III	
12	5号機	碍子洗浄ポンプ（C）カップリング側軸受のグランド部より水の滴下（1秒に1滴程度）が認められたため、当該グランド部を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）出口圧力指示計の内部に結露の発生が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	G III	
14	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）出口圧力指示計の内部に結露の発生が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	G III	
15	5号機	復水貯蔵タンク用計装ラック扉の施錠機構に動作不良が認められたため、当該施錠機構を点検・修理	G III	
16	5号機	海水系硫酸第一鉄注入ポンプ出口圧力指示計の内部に結露の発生が認められたため、当該圧力指示計を点検・清掃	G III	
17	5号機	計装用圧縮空気系乾燥機（B）の後置フィルタ（D）入口弁の入口側フランジ部より空気の微少リーク（かに泡程度）が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	G III	
18	5号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（B）の後置冷却器出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
19	5号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（B）の後置冷却器（B）ドレントラップに動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	G III	
20	6号機	制御棒パターン変更操作時、制御棒（30-07）を「30」位置から1ノッチ引抜く操作を実施した際、2ノッチ引抜き位置の「34」位置まで引抜ける事象が発生したため、対応検討。なお、再現性が無いことを確認	G III	
21	6号機	廃棄物処理系廃液収集タンク（C）点検のため、廃液を廃液収集混合ポンプにより移送していた際、同タンク液位が低い状態でポンプ入口圧力低信号の動作に併せ、同ポンプが起動停止を繰り返し、過負荷により自動停止する事象が発生した。 当該ポンプの健全性を確認し異常がないこと、また再現性がないことを確認。今後対応検討	G III	
22	集中環境施設	廃棄物処理系濃縮廃液受ポンプ（A）床面に同ポンプ軸シール部からの水（廃液）の漏えい跡が認められたため、当該軸シール部を点検・修理	G III	